

平成19・11・12関東産保第13号

平成19年11月20日

関東液化石油ガス協議会

会長 清水 宣彦 殿

関東東北産業保安監督部長 名久井 恒司



液化石油ガス保安業務の確実な実施等に係る周知及び指導について

関東東北産業保安監督部は、貴協議会に対し、貴協議会に所属する液化石油ガス販売事業者及び保安機関へ下記の内容を周知するとともに、保安業務の実施に当たっての法令遵守の徹底を指導するよう求めます。

#### 記

関東東北産業保安監督部(以下「当部」という。)は、これまで、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下、「法」という。)に規定する当部所管の液化石油ガス販売事業者及び保安機関(以下「事業者等」という。)に対し、「保安業務の確実な実施等に係る注意喚起について」(平成17年12月15日平成17・12・15原院第1号)及び「平成19年度液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」(平成19年3月22日平成19・03・12原院第2号)をもって法令遵守を求めるとともに、保安講習会等の機会を利用してその徹底を図ってきました。

しかし、本年度に原子力安全・保安院が立入検査及び報告徴収を行った結果、供給設備の点検、消費設備の調査等の保安業務を実施しない、又は実施したように記録をねつ造するなどの悪質かつ重大な法令違反事案が確認され、当該事案に対しては、液化石油ガスの販売契約を締結する事業の一部停止命令等の処分が行われました(処分の詳細は別紙発表資料のとおり)。

当部においても、このような法令違反事案に対しては厳格に対処してまいります。

平成19年10月9日  
経済産業省  
原子力安全・保安院

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 に基づくグロリアガス株式会社に対する処分について

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売会社であるグロリアガス株式会社に対し液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査及び報告徴収を行った結果、同法に定める保安業務を実施していない、あるいは実施したように記録をねつ造するなどの違反行為を確認したため、本日、同法第26条の規定に基づき同社東北支社及び九州支社は3か月の間、関東支社は6か月の間それぞれ新たに一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結する事業を停止することを命じることなどの処分を行いました。

### 1. 事実関係

- (1) 原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売会社であるグロリアガス株式会社に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。)に基づく立入検査を本年6月に同社の関東支社ヤマビ事業本部及び東北支社仙台ミツイ営業所に行った結果、一般消費者等に対する法定の供給設備点検・消費設備調査を実施していない、あるいは実施したように記録をねつ造するなど保安業務が適切に行われていない事実が多数判明しました。このため、本年6月22日、同社に対し、法に基づく報告徴収を行いました。
- (2) 上記立入検査及び報告徴収の結果、法に違反する事実が次のとおり認められました。
  - ① 平成16年4月から平成19年6月22日までに新規契約を締結した消費者のうち、液化石油ガスの供給を開始する際に行うことが義務付けられている供給設備点検・消費設備調査を、東北支社で1,308件、関東支社で4,418件、九州支社で578件実施していなかった。これらの違反件数は、同期間における新規契約者数のうち東北支社で8.0%、関東支社で28.0%、九州支社で12.5%にあたります。
  - ② 本年6月22日の時点において、同社と液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者に対して、法第14条第1項に定められる書面(保安業務を行う保安機関の名称・連絡先、供給設備等の所有関係等を記載したもの)を4,264件交付していませんでした。
  - ③ 本年6月22日の時点において、同社と液化石油ガスの販売契約を締

結している一般消費者に対して、法定の供給設備点検・消費設備調査を15,364件実施していませんでした。このうち、9,935件についてはこれらの点検又は調査を実施したように記録をねつ造していました。また、同様に16,131件について、点検・調査の内容が法で求められる技術上の基準に適合していませんでした。

## 2. 処分の概要

上記の違反事実について、同社に対し行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づく聴聞及び弁明の機会付与を実施した結果、事実関係が認められたため以下の処分を行うこととし、本日、同社に対して命令しました。

- ① 東北支社及び九州支社は3か月の間、関東支社は6か月の間、それぞれ新たに一般消費者等と液化石油ガスの販売契約を締結する事業を停止すること（実施は命令を受けた翌日から）。
- ② 同社が液化石油ガス販売事業者として液化石油ガスの販売契約を締結している一般消費者等のうち、法第14条第1項に定める書面を交付していない者に対して当該書面を速やかに交付すること。
- ③ 同社が法に定める供給設備点検や消費設備調査等の保安業務を実施していなかった一般消費者に対して、この命令を受けた日から3か月以内にその保安業務を実施すること。
- ④ 社内における管理体制の整備及び従業員に対する保安教育の実施を内容とする改善計画を策定しこれを実施すること。

なお、上記の処分に対して、それぞれ実施状況の報告を併せて求めることとしています。

原子力安全・保安院としては、引き続き、液化石油ガス販売事業者等の法令違反に対しては厳正に対処するとともに、事業者等に対する法令遵守の徹底、保安意識の向上と取組みの強化、保安教育の徹底を含め、一般消費者の保安の維持・確保が図られるよう適切な保安対策を講じてまいります。

### ※グローリアガス株式会社

- ・本社 東京都千代田区
- ・代表者 大滋彌 晃（代表取締役社長）
- ・資本金 9400万円
- ・本年4月1日に株式会社グローリアガス北海道、東北グローリアガス株式会社、グローリアガス北陸販売株式会社及び九州グローリアガス株式会社を吸収合併した関東グローリアガス株式会社が同日付けでグローリアガス株式会社に社名変更したものの。

（本発表資料のお問い合わせ先）  
原子力安全・保安院 液化石油ガス保安課  
担当者：志方、田村  
電 話：03-3501-1672・（直通）